

水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の設定改正を行うこととする水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬の登録制度及び当該農薬登録基準については参考1を参照）。

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年7月環境省告示第60号）を改正し、下表左欄に掲げる農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について、下表中央欄に掲げる基準値に改正することとします。

なお、改正後の基準値は、当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値	現行の基準値
プロピル＝3－（ジメチルアミノ）プロピルカルバマート塩酸塩（別名プロパモカルブ塩酸塩）	0.31mg/l	0.77mg/l

なお、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第95回）での審議の結果、「アンモニウム＝〔（3*R S*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル〕メチルホスフィナート（別名グルホシネート）及びナトリウム＝〔（3*S*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル〕メチルホスフィナート（別名グルホシネートPナトリウム塩）」、「2－クロロ－2', 6'－ジエチル－*N*－（2－プロポキシエチル）アセトアニリド（別名プレチラクロール）」及び「3－（4－クロロ－5－シクロペンチルオキシ－2－フルオロフェニル）－5－イソプロピリデン－1, 3－オキサゾリジン－2, 4－ジオン（別名ペントキサゾン）」については、現行の基準値（それぞれ0.024mg/l（〔（3*R S*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル〕メチルホスフィン酸酸（別名グルホシネート酸）として）、0.047mg/l、0.61mg/l）から変更を要しないとされました。